

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																																																																								
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1～4 (略) 5【新規発行社債（短期社債を除く。）】 (13)</p> <table border="1"> <tr><td>銘柄</td><td></td></tr> <tr><td>記名・無記名の別</td><td></td></tr> <tr><td>券面総額又は振替社債の総額(円)</td><td></td></tr> <tr><td>各社債の金額(円)</td><td></td></tr> <tr><td>発行価額の総額(円)</td><td></td></tr> <tr><td>発行価格(円)</td><td></td></tr> <tr><td>利率(%)</td><td></td></tr> <tr><td>利払日</td><td></td></tr> <tr><td>利息支払の方法</td><td></td></tr> <tr><td>償還期限</td><td></td></tr> <tr><td>償還の方法</td><td></td></tr> <tr><td>募集の方法</td><td></td></tr> <tr><td>申込証拠金(円)</td><td></td></tr> <tr><td>申込期間</td><td></td></tr> <tr><td>申込取扱場所</td><td></td></tr> <tr><td>払込期日</td><td></td></tr> <tr><td>振替機関</td><td></td></tr> <tr><td>担保の種類</td><td></td></tr> </table>	銘柄		記名・無記名の別		券面総額又は振替社債の総額(円)		各社債の金額(円)		発行価額の総額(円)		発行価格(円)		利率(%)		利払日		利息支払の方法		償還期限		償還の方法		募集の方法		申込証拠金(円)		申込期間		申込取扱場所		払込期日		振替機関		担保の種類		<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1～4 (略) 5【新規発行社債（短期社債を除く。）】 (13)</p> <table border="1"> <tr><td>銘柄</td><td></td></tr> <tr><td>記名・無記名の別</td><td></td></tr> <tr><td>券面総額又は振替社債の総額(円)</td><td></td></tr> <tr><td>各社債の金額(円)</td><td></td></tr> <tr><td>発行価額の総額(円)</td><td></td></tr> <tr><td>発行価格(円)</td><td></td></tr> <tr><td>利率(%)</td><td></td></tr> <tr><td>利払日</td><td></td></tr> <tr><td>利息支払の方法</td><td></td></tr> <tr><td>償還期限</td><td></td></tr> <tr><td>償還の方法</td><td></td></tr> <tr><td>募集の方法</td><td></td></tr> <tr><td>申込証拠金(円)</td><td></td></tr> <tr><td>申込期間</td><td></td></tr> <tr><td>申込取扱場所</td><td></td></tr> <tr><td>払込期日</td><td></td></tr> <tr><td>振替機関</td><td></td></tr> <tr><td>担保の種類</td><td></td></tr> </table>	銘柄		記名・無記名の別		券面総額又は振替社債の総額(円)		各社債の金額(円)		発行価額の総額(円)		発行価格(円)		利率(%)		利払日		利息支払の方法		償還期限		償還の方法		募集の方法		申込証拠金(円)		申込期間		申込取扱場所		払込期日		振替機関		担保の種類	
銘柄																																																																									
記名・無記名の別																																																																									
券面総額又は振替社債の総額(円)																																																																									
各社債の金額(円)																																																																									
発行価額の総額(円)																																																																									
発行価格(円)																																																																									
利率(%)																																																																									
利払日																																																																									
利息支払の方法																																																																									
償還期限																																																																									
償還の方法																																																																									
募集の方法																																																																									
申込証拠金(円)																																																																									
申込期間																																																																									
申込取扱場所																																																																									
払込期日																																																																									
振替機関																																																																									
担保の種類																																																																									
銘柄																																																																									
記名・無記名の別																																																																									
券面総額又は振替社債の総額(円)																																																																									
各社債の金額(円)																																																																									
発行価額の総額(円)																																																																									
発行価格(円)																																																																									
利率(%)																																																																									
利払日																																																																									
利息支払の方法																																																																									
償還期限																																																																									
償還の方法																																																																									
募集の方法																																																																									
申込証拠金(円)																																																																									
申込期間																																																																									
申込取扱場所																																																																									
払込期日																																																																									
振替機関																																																																									
担保の種類																																																																									

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

6 （略）

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】（16）

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

6 （略）

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】（16）

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

8～11 (略)
第2・第3 (略)
第二部～第四部 (略)
(記載上の注意)
(1)～(10) (略)
(11) 株式の引受け
a～c (略)

d この届出書に係る株券の募集又は売出しについて、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ロに掲げる株券等に該当することにより、提出会社の親法人等(金融商品取引法(以下「法」という。)第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。)又は子法人等(同条第6項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。)を主幹事会社(同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。)とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る同令第153条第1項第4号ロに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(12) (略)
(13) 新規発行社債
a～k (略)

1 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。

なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて欄外に記載すること。

- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該発行に係る社債の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
- (c) 当該発行に係る社債について、提出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。)及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付(以下「私的信用格付」という。)を除く。以下「予想信用格付」という。)が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由
- (d) 当該発行に係る社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下この1において同じ。)について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない

取得格付

8～11 (略)
第2・第3 (略)
第二部～第四部 (略)
(記載上の注意)
(1)～(10) (略)
(11) 株式の引受け
a～c (略)

d この届出書に係る株券の募集又は売出しについて、提出会社の親法人等(金融商品取引法第31条の4第5項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(金融商品取引法第31条の4第6項に規定する子法人等をいう。)を主幹事会社(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。)とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容並びに当該株券の引受けに係る発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(12) (略)
(13) 新規発行社債
a～k (略)

1 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付(指定格付機関から取得するものに限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらのすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨を記載すること。

また、当該発行に係る社債が新株予約権付社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨を記載すること。

場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該発行に係る社債について、提出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該発行に係る社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(14) (略)

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

a～f (略)

g この届出書に係る社債券の募集又は売出しについて、当該社債券が金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ロに掲げる株券等に該当することにより、提出会社の親法人等又は子法人等を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ロに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債

a～f (略)

g 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法

(c) 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このgにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債と実質的に同様

(14) (略)

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

a～f (略)

(新設)

(16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債

a～f (略)

g 「取得格付」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、発行者が申込みにより取得するすべての格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。

の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(17) 新規発行カバードワラント

a 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、(13)の1に準じて記載すること。

b・c (略)

(18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、(13)の1に準じて記載すること。

b～d (略)

(19)～(21) (略)

(22) 売出有価証券

a～e (略)

f 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーの申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーに関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

(c) 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーと実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このfにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーと実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）

(17) 新規発行カバードワラント

a 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。

b・c (略)

(18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。

b～d (略)

(19)～(21) (略)

(22) 売出有価証券

a～e (略)

f 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて発行者が申込みにより格付（指定格付機関から取得しているものに限る。）を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を欄外に記載すること。

なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨を記載すること。

<p>が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。</p> <p>g (略) (23) ~ (87) (略)</p>	<p>g (略) (23) ~ (87) (略)</p>
---	----------------------------------

改正案

現行

第二号の様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～4 (略)

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	

第二号の様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～4 (略)

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

（新株予約権付社債に関する事項） （略）

6 （略）

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項） （略）

6 （略）

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

<p>8～10 (略) 第2・第3 (略) 第二部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>取得格付</p>	<p>8～10 (略) 第2・第3 (略) 第二部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>
--	-------------	--

改正案

現行

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～4 (略)

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～4 (略)

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

6（略）

7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

6（略）

7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

<p>8～10 (略) 第2・第3 (略) 第二部～第五部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>取得格付</p>	<p>8～10 (略) 第2・第3 (略) 第二部～第五部 (略) (記載上の注意) (略)</p>
--	-------------	--

改正案

現行

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～4 (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】 (13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～4 (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】 (13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

6 （略）

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】（14）

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

6 （略）

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】（14）

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

<p>8～11 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第二部～第七部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代表者の役職氏名</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>金融商品取引法(以下「法」という。)第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印(aの場合にあっては、発起人全員の印)を押印すること。</u></p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>(13) 新規発行社債(短期社債を除く。)</p> <p>a～k (略)</p> <p>1 <u>当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p> <p>(a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p>(b) <u>当該発行に係る社債の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</u></p> <p>(c) <u>当該発行に係る社債について、提出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。)及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付(以下「私的信用格付」という。))を除く。以下「予想信用格付」という。)が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由</u></p> <p>(d) <u>当該発行に係る社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下この1において同じ。)について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称</u></p> <p><u>当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該発行に係る社債について、提出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該発行に係る社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を</u></p>	<p>取得格付</p> <p>8～11 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第二部～第七部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代表者の役職氏名</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印(aの場合にあっては、発起人全員の印)を押印すること。</u></p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>(13) 新規発行社債(短期社債を除く。)</p> <p>a～k (略)</p> <p>1 <u>「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込により取得する格付(指定格付機関から取得するものに限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらのすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨記載すること。</u></p> <p><u>また、当該発行に係る社債が新株予約権付社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨記載すること。</u></p>
---	--

<p>記載すること。</p> <p>(14) ・ (15) (略)</p> <p>(16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債</p> <p>a～f (略)</p> <p>g <u>当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p> <p>(a) <u>当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明</u></p> <p>(b) <u>金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法</u></p> <p>(c) <u>当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から予想信用格付が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由</u></p> <p>(d) <u>当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このgにおいて同じ。)について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称</u></p> <p><u>当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。</u></p> <p>(17) 新規発行カバードワラント</p> <p>a <u>届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。</u></p> <p>b・c (略)</p> <p>(18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券</p> <p>a <u>届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。</u></p>	<p>(14) ・ (15) (略)</p> <p>(16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債</p> <p>a～f (略)</p> <p>g <u>「取得格付」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、発行者が申込みにより取得するすべての格付(指定格付機関から取得するものに限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。</u></p> <p>(17) 新規発行カバードワラント</p> <p>a <u>届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。</u></p> <p>b・c (略)</p> <p>(18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券</p> <p>a <u>届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。</u></p>
---	---

b～d (略)

(19)～(21) (略)

(22) 売出有価証券

a～e (略)

f 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーの申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーに関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

(c) 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から予想信用格付が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーと実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このfにおいて同じ。)について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーと実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

g (略)

(23)～(59) (略)

b～d (略)

(19)～(21) (略)

(22) 売出有価証券

a～e (略)

f 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて発行者が申込みにより格付(指定格付機関から取得しているものに限る。)を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を欄外に記載すること。

なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

g (略)

(23)～(59) (略)

改正案

現行

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～4 (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～4 (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

6（略）

7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】(14)

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額(円)	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

6（略）

7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】(14)

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額(円)	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

<p>8～11 (略) 第2・第3 (略) 第二部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>取得格付</p>	<p>8～11 (略) 第2・第3 (略) 第二部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>
--	-------------	--

改正案	現 行
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、届出書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの(以下この(4)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(金融商品取引法(以下「法」という。)第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。) (5)～(14) (略) (15) 社債(短期社債を除く。)の募集 a～p (略) q 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。 なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。 (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明 (b) 当該発行に係る社債の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法 (c) 当該発行に係る社債について、提出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等(金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。)及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付(以下「私的信用格付」という。))を除く。以下「予想信用格付」という。)が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由 (d) 当該発行に係る社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このqにおいて同じ。)について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付(私的信用格付を除く。)が提供され、又は閲覧に供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。)には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該発行に係る社債について、提出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合(届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。)には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、届出書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの(以下この(4)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。) (5)～(14) (略) (15) 社債(短期社債を除く。)の募集 a～p (略) q 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付(指定格付機関から取得するものに限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨を記載すること。 また、当該発行に係る社債が新株予約権付社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨を記載すること。</p>

業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該発行に係る社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(16) (略)

(17) コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集

a～g (略)

h 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法

(c) 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このhにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(18) 外国譲渡性預金証書の募集

a～f (略)

g 当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定す

(16) (略)

(17) コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集

a～g (略)

h 「取得格付」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、発行者が申込みにより取得するすべての格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。

(18) 外国譲渡性預金証書の募集

a～f (略)

g 「取得格付」の欄には、当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、発行者が申込みにより取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨を記載すること。

るための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行に係る外国譲渡性預金証書の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る外国譲渡性預金証書に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

(c) 当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該発行に係る外国譲渡性預金証書と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このgにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該発行に係る外国譲渡性預金証書と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

(19) カバードワラントの募集

a 届出書に係るカバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意（13）の1に準じて記載すること。

b・c （略）

(20) 預託証券及び有価証券信託受益証券の募集

a 届出書に係る預託証券及び有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意（13）の1に準じて記載すること。

(21) ・ (22) （略）

(23) 売出有価証券

a～f （略）

g 当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(19) カバードワラントの募集

a 届出書に係るカバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。

b・c （略）

(20) 預託証券及び有価証券信託受益証券の募集

a 届出書に係る預託証券及び有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を記載すること。

(21) ・ (22) （略）

(23) 売出有価証券

a～f （略）

g 売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について発行者が申込みにより格付（指定格付機関から取得しているものに限る。）を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を欄外に記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨を記載すること。

(b) 当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

(c) 当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下このgにおいて同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、提出会社の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

h (略)
(24) ~ (69) (略)

h (略)
(24) ~ (69) (略)

改正案

現行

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1・2 (略)

3【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1・2 (略)

3【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

4【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

4【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

5 【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	

6～8 (略)
 第2・第3 (略)
 第二部～第六部 (略)
 (記載上の注意)
 (略)

5 【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

6～8 (略)
 第2・第3 (略)
 第二部～第六部 (略)
 (記載上の注意)
 (略)

改正案

現行

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1・2 (略)

3【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1・2 (略)

3【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

4【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

4【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

5 【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	

6～8 (略)
 第2・第3 (略)
 第二部～第五部 (略)
 (記載上の注意)
 (略)

5 【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

6～8 (略)
 第2・第3 (略)
 第二部～第五部 (略)
 (記載上の注意)
 (略)

改正案

現行

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1・2 (略)

3【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1・2 (略)

3【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

4 【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	

担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

4 【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

5 【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	

6～8 (略)
 第2・第3 (略)
 第二部～第六部 (略)
 (記載上の注意)
 (略)

5 【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

6～8 (略)
 第2・第3 (略)
 第二部～第六部 (略)
 (記載上の注意)
 (略)

改正案

現行

第十一号の二の様式

【表紙】
【提出書類】

発行登録書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行短期社債】

バックアップ ラインの設定	金融機関			
	内容			
保証	保証者			
	保証者の概要			
	保証の内容			

第2・第3 (略)
第二部 (略)
(記載上の注意)
(略)

第十一号の二の様式

【表紙】
【提出書類】

発行登録書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行短期社債】

バックアップ ラインの設定	金融機関			
	内容			
保証	保証者			
	保証者の概要			
	保証の内容			
取得格付				

第2・第3 (略)
第二部 (略)
(記載上の注意)
(略)

改 正 案

現 行

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】

発行登録追補書類
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～4 (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額 (円)	
発行価額の総額 (円)	
発行価格 (円)	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金 (円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】

発行登録追補書類
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1～4 (略)

5【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額 (円)	
発行価額の総額 (円)	
発行価格 (円)	
利率 (%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金 (円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

6・7（略）

第2・第3（略）

第四部（略）

（記載上の注意）

（略）

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

（新株予約権付社債に関する事項）（略）

6・7（略）

第2・第3（略）

第四部（略）

（記載上の注意）

（略）

改正案

現行

第十四号の四様式

【表紙】

【提出書類】

発行登録書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行短期外債】

バックアップ ラインの設定	金融機関			
	内容			
保 証	保証者			
	保証者の概要			
	保証の内容			
準拠法及び管轄裁判所				

第2・第3 (略)
第二部 (略)
(記載上の注意)
(略)

第十四号の四様式

【表紙】

【提出書類】

発行登録書
(略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行短期外債】

バックアップ ラインの設定	金融機関			
	内容			
保 証	保証者			
	保証者の概要			
	保証の内容			
準拠法及び管轄裁判所				
取得格付				

第2・第3 (略)
第二部 (略)
(記載上の注意)
(略)